

金融商品の販売等に係る勧誘方針について

当社は、「金融サービスの提供に関する法律」に定める勧誘方針の策定義務に基づき以下のとおり、勧誘方針を定めます。

(勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして配慮すべき事項について)

- 一、当社は、商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めております。

(勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項について)

- 一、当社においては、法令・諸規則を遵守することはもちろん、合理的な根拠に基づき勧誘を行うよう努めております。

- 一、当社においては、電話や訪問による勧誘は、お客様が迷惑となる時間帯には行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申し付け下さい。

(その他勧誘の適正の確保に関する事項について)

- 一、当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めております。
- 一、当社においては、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等の法令、日本投資顧問業協会及び投資信託協会の諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。